

大分大学教育学部研究紀要の発行及び投稿に関する内規

(趣 旨)

第1 「大分大学教育学部研究紀要」(以下「紀要」という。)の発行及び投稿に関しては、この内規の定めるところによる。

(収録内容)

第2 紀要は、学術研究の成果としての未発表の原著論文、翻訳、文献目録等(以下「論文等」という。)を掲載するものとし、その原稿の採否については、大分大学教育学部教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)が決定する。

2 原著論文については、運営委員会が依頼した査読者の査読結果を受け、運営委員会が掲載の採否を決定する。

(発 行)

第3 紀要は、人文・社会、自然、教育及び表現の4分野によって編成し、これを1号冊にまとめて電子媒体で発行する。

2 発行は原則として1年度内に2回(1号は9月、2号は3月)とし、1年度分を1巻とする。

(投稿資格)

第4 投稿者は、投稿日において次の各号の一に該当していること。

- 一 単著の場合は、教育学部及び大学院教育学研究科(以下「本学部等」という)を主担当とする教員(教授、准教授、講師、助教)、特任教員であること。
- 二 共著の場合は、筆頭著者または連名著者が前号に該当していること。
- 三 その他、運営委員会が認めた者であること。

2 単著の著者及び共著における筆頭著者と投稿者は、投稿日までに別に定める研究倫理教育の受講を完了していること。

(著作権)

第5 紀要に掲載された論文等の著作権は大分大学教育学部に帰属する。

2 論文等を転載する場合は、転載許可申請書(別紙)事前に提出し、本学部の許可を得る。ただし、著者が掲載された論文等を利用する限りにおいては本学部の許可を必要としないものとする。

3 本学部は、本学部における学術研究の成果並びに活動状況を発表し、広く学内外との学術交流を果たすため、掲載された論文等を「大分大学学術情報リポジトリ」に登録するものとする。

(論文等の編数及びページ数)

- 第6 1つの号に投稿できる論文等は、単著、及び筆頭著者となる共著については、原則いずれかを1編とし、理由により合わせて2編まで認める場合がある。筆頭著者以外の著者となる共著については、編数に制限を設けない。単著または筆頭著者となる共著と、筆頭著者以外の著者となる共著とを、同じ号に投稿することができる。
- 2 ページ数は、日本文(横書き・縦書き)、欧文ともに16ページを限度とし、理由により超過を認める場合がある。

(原稿の作成と投稿)

- 第7 原稿は、別に定める紀要執筆要領に従って作成するものとする。
- 2 投稿に際しては、原稿のプリントアウト(正1部、副1部)、電子ファイル、投稿カード等を、紀要執筆要領に従って提出する。
- 3 投稿の締切日は、1号にあっては5月31日、2号にあっては10月31日とする。ただし、締切日が日曜日等にあたるときは、当該休日後の最初の日とする。
- 4 投稿数が5編以下の場合には、原稿の追加募集をする。締切日は、運営委員会で追加募集が決定されてから2週間後をめぐとする。

(原稿の修正)

- 第8 投稿後の原稿の修正は、次の各号の一に該当するとき以外は認めない。ただし、いずれの場合にあっても、著者が確認して修正するものとする。
- 一 査読の結果、査読者から修正を求められたとき。
 - 二 閲読の結果、閲読者から修正を求められたとき。
 - 三 その他、運営委員会が必要と認めたとき。

(割付け)

- 第9 割付けは、紀要執筆要領に従い、著者が行うものとする。

(校正)

- 第10 校正は、原則として1回に限り、著者が行う。ただし、校正の際の原文の変更は認めない。

附 則

この内規は昭和62年6月10日から施行し、紀要10巻1号から適用する。

(昭和62年6月10日教授会決定)

従前の研究紀要投稿規程及び研究紀要の発行について(昭和55年3月14日教授会)は、廃止する。

附 則

この内規は、平成元年7月12日から施行し、紀要12巻1号から適用する。

(平成元年7月12日教授会決定)

附 則

この内規は、平成3年7月10日から施行し、紀要14巻1号から適用する。

ただし、当分の間は、一人2編の投稿を下記のとおり認める。

(a) 紀要13巻第2号以降は単著2編、共著2編、単著+共著の2編の投稿を認める。

(b) 第1報目と第2報目の論文を同時に投稿することは、出来ない。

(c) サブタイトルが違い、別個の論文であれば投稿を認める。

(平成3年7月10日教授会決定)

附 則

この内規は、平成5年2月10日から施行し、紀要15巻2号から適用する。

(平成5年2月10日教授会決定)

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

付 記

この内規は、平成15年9月10日から実施し、紀要第26巻第1号から適用する。

付 記 (平成16年9月8日教授会決定)

1 この内規は、平成16年9月8日から実施し、紀要第27巻第1号から適用する。

2 附則(平成3年7月10日)第1項ただし書きの規定は、適用しない。

付 記 (平成22年10月13日教授会決定)

この内規は、平成22年10月13日から施行し、紀要33巻2号から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、当分の間、本学他学部の専任教員であっても、教育福祉科学部所属の学生への教育・研究指導を担当している場合には、第4条第一号及び第二号で定める投稿資格に該当するものとする。

(平成28年4月1日教授会決定)

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、当分の間、本学他学部を主担当とする教員であっても、教育福祉科学部を兼担する場合には、第4条第一号及び第二号で定める投稿資格に該当するものとする。

(平成29年3月8日教授会決定)

附 則

この内規は、平成30年6月13日から施行する。

ただし、当分の間、本学他学部を主担当とする教員であっても、教育福祉科学部を兼担する場合には、第4条第一号及び第二号で定める投稿資格に該当するものとする。

(平成30年6月13日学部・研究科合同委員会決定)

附 則

この内規は、平成30年7月11日から施行する。

ただし、当分の間、本学他学部を主担当とする教員であっても、教育福祉科学部を兼担する場合には、第4条第一号及び第二号で定める投稿資格に該当するものとする。

(平成30年7月11日学部・研究科合同委員会決定)

附 則

この内規は、平成30年12月12日から施行する。

ただし、当分の間、本学他学部を主担当とする教員であっても、教育福祉科学部を兼担する場合には、第4条第一号及び第二号で定める投稿資格に該当するものとする。

(平成30年12月12日学部・研究科合同委員会決定)

付 記 (令和元年7月10日学部・研究科合同委員会決定)

附則(平成30年12月12日)第1項ただし書きの規定は、紀要第42巻第1号からは適用しない。

附 則

この内規は、令和2年7月8日から施行する。

(令和2年7月8日学部・研究科合同委員会決定)

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月8日学部・研究科合同委員会決定)

附 則

この内規は、令和5年9月1日から施行する。

(令和5年2月8日学部・研究科合同委員会決定)

附 則

この内規は、令和5年9月13日から施行する。

(令和5年9月13日教授会決定)